

老発 0331 第 2 号  
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

平成 27 年 1 月に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技能を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発 0331010 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようになされたい。

また、本通知の施行に伴い、「認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について」(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326002 号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326003 号厚生労働省老健局長通知)は廃止する。

ただし、本通知の施行による改正前の認知症介護実践者等養成事業実施要綱 4 (1) の規定は、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<u>老 発 第 0331010号</u> <u>平成 18 年 3 月 31 日</u> <u>最終改正 老 発 0331第 2 号</u> <u>平成 28 年 3 月 31 日</u>	<u>老 発 第 0331010号</u> <u>平成 18 年 3 月 31 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0426003号</u> <u>平成 19 年 4 月 26 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0515007号</u> <u>平成 20 年 5 月 15 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0326004号</u> <u>平成 21 年 3 月 26 日</u> <u>一部改正 老 発 0316第 3 号</u> <u>平成 24 年 3 月 16 日</u> <u>一部改正 老 発 0409第 1 号</u> <u>平成 26 年 4 月 9 日</u> <u>一部改正 老 発 0415第 5 号</u> <u>平成 27 年 4 月 15 日</u>
各 都道府県知事 殿	各 指定都市市長
厚生労働省老健局長	厚生労働省老健局長
認知症介護実践者等養成事業の実施について	認知症介護実践者等養成事業の実施について

平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技術を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」を定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図ることともに、その運用に適切ないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本臘通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、「認知症介護実践者等養成事業」と名称を変更するとともに、研修内容の更新する充実を図る観点から、認知症介護に関する研修の役割等について、参考1「認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について」（平成21年3月26日老発第0326002号）により定めたところである。

これを踏まえ、参考2のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成22年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配意を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本臘通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。

なお、認知症介護実践研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。

おつて、本通知の内容については、管内の市町村、関係団体、関係機関等へ周知を図られたい。

（削除）

老発第0326002号  
平成21年3月26日  
老健局

認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について

認知症高齢者は、今後増加が見込まれており、介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもつて当たることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する

実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施することが必要である。このため、以下のとおり研修の種別及び実施主体を定めることとする。

### 1 研修の種別

前記を踏まえ、以下の研修を実施するものである。

- (1) 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する研修
- ア 介護保険施設・事業所等に従事する者に対し、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修
- イ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた事業計画を作成するためには必要な知識及び技術を修得するための研修
- ウ 認知症介護に関する指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術を修得させるための研修
- (2) 認知症介護を提供する事業所を管理する者等に対する研修
- ア 認知症対応型サービス事業を開設する者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び運営に必要な知識を修得させるための研修
- イ 認知症対応型サービス事業の管理者に対し、当該事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるための研修

### 2 研修の実施主体

原則として都道府県又は指定都市であること。なお、1(1)アの研修については、認知症介護に関する実践的な知識及び技術の普及の拡大を図る観点から都道府県又は市町村のほか、都道府県又は市町村が認めた団体等の実施を可能とするとともに、同ウの研修については、認知症介護に関する指導的立場にある者の専門性を確保する観点から、認知症介護研究・研修センターが実施すること。

(参考2)

老発第0326003号  
平成21年3月26日

(別紙)  
(削除)

**目的** 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を得させたための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

1

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させたための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

寒施主體

4（1）及び（2）の事業については、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（3）～（5）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4（1）～（5）の事業は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する指定保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービ  
ス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正

かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

4 (6) の事業については、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4 (7) の事業については、都道府県等とし、センターに委託して実施するものと

**目的** 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研究修習を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場ある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、ももつて認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

寒施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第2項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定地域密着型サービス事業所等（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業所等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

前記に限らず、4(1)の認知症介護実践研修及び4(5)の認知症介護指導者養成研修については、それぞれ4(1)、4(5)の規定によるものとする。

また、4(6)のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

する。

3 関係機関との連携  
実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認知症患者医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

### 3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

### 4 事業内容

#### (1) 認知症介護基礎研修

##### ① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

##### ② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

##### ③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

##### ④ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいもので

### 4 事業内容

#### (新設)

##### ① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

##### ② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

##### ③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

##### ④ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいもので

あること。

(例)

- 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行いうこと。

## (2) 認知症介護実践研修

### ① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

(削除)

### (1) 認知症介護実践研修

#### ① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

#### ② 実施主体

都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人が実施するものとする。  
なお、都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定にあたつては、その指定を受けようとする者から、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に關し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

#### ③ 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修  
介護保険施設・事業所等に從事する介護職員等であつて、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

#### イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に從事する介護職員等であつて、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

#### ④ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

#### ⑤ 実習施設

介護保険施設・事業所等が有する施設であつて、実施主体の長が適切に研修を

を行うことができると認められるもの。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

要綱（1）④の規定は、認知症介護実践研修について準用する。この場合において、「認知症介護基礎研修」とあるのは「認知症介護実践研修」と読み替えるものとする。

行うことができると認められるもの。

⑥ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修（認知症介護研究・研修センターにおいて実施されたものをいう。以下同じ。）修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。

・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。

・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいふ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいふ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいふ。）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに

は指定複合型サービス事業所の代表者であつて、別途定めることにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者により実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。  
指定基準第90条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、  
指定基準第93条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、  
指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、  
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。  
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、  
生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

- ② 実施内容  
研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

- ③ 実習施設  
指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。  
指定基準第90条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下同じ。）、  
指定基準第93条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、  
指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、  
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、実施主体の長が適切に研修を行なうことができるものとする。  
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、  
生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。  
ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

実施主体は、指導者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(削除)

- ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- イ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

#### (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

##### ① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

##### ② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

#### (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

##### ① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

##### ② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

知識及び技術を修得するための研修を実施する。

- ③ 受講の手続等
- ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。
    - イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。
  - ④ 修了証書の交付等
    - ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
      - イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑤ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

    - ア 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

    - ① 研修対象者
      - ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者又は計画作成担当者である者が予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であつて、別途定めることにより実施主体の長が適当と認めたものとする。
      - ② 実施内容
        - ア 研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

      - ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の

- 長に申込むものとする。
- イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。
- ④ 修了証書の交付等
- ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。
- ⑤ 実施上の留意事項
- 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。
- (5) 認知症介護指導者養成研修
- ① 実施主体
- 本事業は、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下この項において「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。  
なお、国は、センターが実施する認知症介護指導者養成研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。
- (6) 認知症介護指導者養成研修
- ① 研修対象者
- 次のア～オのすべてを満たした者とする。
- ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- イ(ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）
- (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者  
(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- のいずれかの要件に該当する者であつて相当の介護実務経験を有する者。
- ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- ② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させることとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業者等の長は、(6)①の研修対象者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について(6)①ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地城密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

③ 推薦手続き

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させることとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業所等の長は、次のア～オのすべてを満たした者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業所等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について下記ウについて確認の上、進達するものとする。なお、地域密着型サービス事業所の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいすれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (1) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(1) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(2) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいすれかの要件に該当する者であつて相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に掲るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付す

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付す

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に掲るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

るものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

本事業の実施において、国は、本研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(J) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者  
(I) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 實施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に同じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(8) その他

るものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(新設)

(6) 認知症介護フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(J) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者  
(I) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 實施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に同じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(7) その他

① (2) から (5) の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

- ② 4 (2) の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号へ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。
- ③ 4 (2) の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ(2)及び第51号の4への「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。
- ④ 4 (6) は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ(2) 及び第51号の4への「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

5 認知症介護研修推進計画の策定  
都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(別記) (略)

(1) から (4) の実施については、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について」（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

- ② 4 (2) の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号へ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。
- ③ 4 (2) の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ(2)及び第51号の4への「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。
- ④ 4 (6) は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ(2) 及び第51号の4への「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

5 認知症介護研修推進計画の策定  
都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(別記) (略)

